

## 工事入札にかかる共同企業体の結成について（公告）

下記の工事について、魚沼市建設工事共同企業体運用要綱(平成16年11月訓令第48号。以下「要綱」という。)第7条の規定に基づき、特定共同企業体の結成について公募します。

令和5年12月1日

魚沼市長 内田 幹夫

### 1 入札に付する事項等

- (1) 番号 5児工第3号
- (2) 件名 旧ひかり保育園解体撤去工事
- (3) 履行場所 魚沼市 宇津野 地内
- (4) 履行期限 令和6年11月30日まで
- (5) 概要 解体対象構築物 敷地面積 約3,600㎡  
旧ひかり保育園 RC造 地上2階建て 延床面積 696.33㎡  
仮設、建物解体、外構撤去、石綿除去、電気設備撤去、機械設備撤去、廃材処理工事 各一式
- (6) その他 ①本件は、特定共同企業体の公募のみです。  
特定共同企業体の参加資格者が決定した後、改めて入札公告を公布します。  
入札公告の参加要件は、単体又は企業体となります。  
②本件は、2カ年度の継続事業であり、各年度の予算に従い支払限度額が設定されています。

### 2 共同企業体の結成手続

- (1) 申請 次の書類を1部提出（持参）してください。
  - ① 特定共同企業体入札参加資格審査申請書
  - ② 構成員一覧表
  - ③ 特定共同企業体協定書  
(任意様式とし、協定期間は工事目的物の引渡までの間とする。)
  - ④ 各構成員の経営規模等評価結果通知書及び総合評定通知書の写し  
(令和4・5年度建設工事入札参加資格審査申請時に添付したもの)  
※番号順にして袋とじし提出すること  
※入札参加資格審査に伴い、提出資料を複写し、内部利用する場合があります。
- (2) 提出先 〒946-8601 魚沼市小出島910番地  
魚沼市役所 総務政策部財務課契約係（本庁舎、TEL025-792-9205）
- (3) 提出方法 持参（郵送不可・FAX不可・Eメール不可）
- (4) 資格審査申請期限 令和5年12月13日（水）
- (5) 受付期間 公告の日から資格審査申請期限（土・日曜日、祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- (6) 入札参加資格の決定
  - ① 特定共同企業体入札参加資格審査の結果、資格を有すると認められる場合は、後日改めて公告される本件の入札に参加申請することができます。資格の有無については、令和6年1月9日（火）までに、代表構成員に書面で通知します。資格を有する場合は、後日公告される入札公告により、参加申請をしてください。
  - ② 入札参加者名は、入札終了後まで公表しませんので留意願います。

### 3 共同企業体の結成要件

(1)	結成方式	自主結成方式
(2)	構成員数	3社以内
(3)	構成員の最小出資比率	2社の場合30%、3社の場合20%とし、代表構成員の出資比率は構成員中最大であること。
共通事項		工種 建築一式または解体工事 ※代表構成員を含むすべての構成員は、同一の工種であること。
代表構成員の資格	営業拠点	建設業法第3条第1項に規定する営業所の本店が魚沼市内に所在するもの
	格付又は評点	<p>・魚沼市建設工事入札参加資格審査規定（平成16年魚沼市公告台62号。以下「審査規定」という。）第6条に規定する経営事項審査により算定された<u>建築一式工事</u>における総合評定値に基づく<u>評定値の区分に応じた等級が、A等級であるもの又は、解体工事</u>における総合評定値に基づく<u>評定値を有し、入札参加資格者名簿に登録されているもの</u></p> <p>&lt;建築一式の場合&gt; 建設業法第3条に規定する特定建設業許可又は一般建設業の許可を有するもの。ただし、下請契約の総額（消費税及び地方消費税の額を含む。）が7,000万円以上となる場合は、特定建設業の許可を有するもの</p> <p>&lt;解体工事の場合&gt; 建設業法第3条に規定する特定建設業許可又は一般建設業の許可を有するもの。ただし、下請契約の総額（消費税及び地方消費税の額を含む。）が4,500万円以上となる場合は、特定建設業の許可を有するもの</p> <p>また、原則として総合評定値が構成員の中で最大であること。</p>
	配置技術者	<p>・建設業法第26条による。</p> <p>なお、本工事は、特例監理技術者の配置は認めない工事である。</p>
代表構成員の資格以外の	営業拠点	建設業法第3条第1項に規定する営業所の本店が魚沼市内に所在するもの
	格付又は評点	<p>・審査規程第6条に規定する経営事項審査により算定された<u>建築一式工事</u>における総合評定値に基づく<u>評定値の区分に応じた等級がA等級、B等級またはC等級であるもの又は、解体工事</u>における総合評定値に基づく<u>評定値を有し、入札参加資格者名簿に登録されているもの</u></p>
	配置技術者	<p>・建設業法第26条による。</p>
(4)	その他	<p>(1) 構成員は、単体企業として資格審査を受け格付けされており、魚沼市の建設工事入札参加資格者名簿に登録されていること。</p> <p>(2) 構成員は、特定共同企業体入札参加資格審査申請日から入札日までの間に、魚沼市建設工事請負業者指名停止措置要綱（平成16年魚沼市訓令第47号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。</p> <p>(3) 構成員は、当該工事で他の特定共同企業体の構成員になることができない。</p> <p>(4) 上記以外については、要綱第8条の規定によるものとする。</p>

注) 入札参加資格は、資格審査申請日から入札日までの間において、上記の要件をすべて満たすものとしします。